

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで
③ 平成4年10月及び同年11月

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、自宅に送付されて来た納付書により、金融機関で納付したと思う。この期間が未納となっているのは納得がいかないもので、調査してほしい。

また、申立期間③の国民年金保険料が未納となっているが、この当時についても未納期間が無いように納付したはずであり、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①及び②の期間については、いずれも3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の満額受給要件を満たす平成4年9月まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、昭和49年4月1日から61年1月9日までの期間については、国民年金に任意加入しているなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する特殊台帳には、申立期間に対応する昭和54年度及び56年度の摘要欄に、申立人から過年度保険料納付の申出があったため発行されたものと考えられる「納付書」の押印が

有ることが確認でき、申立人は、この納付書により申立期間①及び②の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間のうち、③の期間については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

また、申立人は、平成4年9月の国民年金保険料を納付した時点で、国民年金の満額受給要件を満たしており、申立期間の保険料を納付しても、申立人の国民年金受給額が増額することは無く、申立人も区役所から、その旨の連絡を受けた覚えが有るとしていることから、申立人は、申立期間の保険料を納付しなかったとみるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年8月まで

私は、昭和50年3月に国民年金に任意加入し、以後、国民年金保険料を納付してきたが、社会保険庁の記録では、申立期間を含む55年7月から57年8月までの期間が未納となっていた。このうち、55年7月から56年3月までの期間については、領収済通知書により、納付の事実が確認され、記録訂正が行われたが、申立期間である56年4月から57年8月までの期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和55年7月から56年3月までの国民年金保険料については、未納とされていたが、申立人からの納付記録の照会を契機に社会保険事務所が保管する領収済通知書で57年10月30日に納付されていることが判明し、社会保険庁のオンライン記録において平成20年8月5日に記録の訂正が行われたことが確認でき、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。この原因として、当時、社会保険庁におけるオンライン化に伴う切替作業において、申立人の記録漏れが発生したと考えられ、申立期間についても、同様に記録漏れとなった可能性も否めない。

また、申立人は、昭和50年3月13日に国民年金に任意加入し、57年9月2日に同資格を喪失しているが、A市では、資格喪失の申出を受けた際、未納保険料が有る場合、現年度国民年金保険料として納付が可能

な保険料について納付を勧奨するとともに、過年度保険料についても納付書を発行することが通例とされており、申出人は、申立期間についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び52年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和52年10月から53年3月まで

私は、申立期間当時、内職により収入を得ており、国民年金保険料を集金人やA区役所の窓口で納付していた。30年ほど前のことであるため、納付した資料などは残っておらず、納付した年月日も覚えていないが、さかのぼって納付した記憶が有るので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間及び第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更に伴う昭和62年3月分を除き、国民年金保険料の未納は無く、申立人は、申立人の夫が病弱であったことから、母子年金の受給資格のことも考え、保険料の納付に努力してきたとしており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料は、集金人や区役所の窓口で納付していたが、申立期間①及び②については、さかのぼって納付したはずであるとしており、社会保険事務所が保管している特殊台帳の申立期間①及び②に対応する摘要欄に、申立人からの申出により過年度分保険料の納付書を送付した場合に押印されたものと推認できる「納付書」の押印が有る上、同様に「納付書」の押印が有る昭和54年1月から同年3月までの保険料を同年10月13日に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、申立期間についても納付したのと考えても不自然

ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私の昭和45年度分の国民年金保険料については、社会保険庁の記録で未納とされていたが、私が持っている国民年金手帳には同年度の4月から12月までの検認印が有るため、平成20年6月10日、社会保険事務所に納付記録照会した結果、同期間は納付済み期間に記録訂正されたが、申立期間については、検認印が無いことから、記録訂正してもらえなかった。

しかし、申立期間の国民年金保険料についても、夫の分と一緒に金融機関等で納付したはずであり、夫については納付済みとなっているのに、私が未納となっているのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、昭和36年4月から60歳に達するまでの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付したとしており、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳から、申立人は、申立期間当時、保険料を夫婦一緒に納付していたことが確認できる上、申立期間については、申立人及びその夫のいずれの国民年金手帳においても検認印が無いにもかかわらず、申立人の夫については、保険料が納

付済みとなっており、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人の昭和 45 年度の国民年金保険料は、未納とされていたが、申立人が、同年度の 4 月から同年 12 月までの検認印が押印されている国民年金手帳を社会保険事務所に提示したことにより、平成 20 年 8 月 4 日、同期間が納付済み期間に訂正されていることが社会保険庁のオンライン記録において確認でき、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年5月20日から33年12月29日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA工場における資格取得日に係る記録を30年5月20日に、資格喪失日に係る記録を33年12月29日に訂正し、30年5月から32年9月までの標準報酬月額を6,000円、32年10月から33年11月までの標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から33年12月29日まで
私は、昭和28年4月1日から33年12月29日までの期間、A工場に正社員として勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者であった記録が無い旨の回答を受けたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から、申立人が申立期間においてA工場に正社員として勤務したことが推認できる。

また、当該複数の同僚は、A工場において申立人と同じ織物の生産に従事していた旨の供述を行っているほか、従業員はすべて正社員であり、全員が厚生年金保険に加入していた旨供述している。

さらに、当該複数の同僚は、A工場の従業員数は6人から9人程度であった旨供述しており、社会保険事務所の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている被保険者数とおおむね一致する。

加えて、社会保険事務所のA工場に係る健康保険厚生年金保険被保険

者名簿によると、申立人が氏名を記憶している同僚3人は、いずれも同事業所において被保険者となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所のA工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は昭和30年5月20日付けで厚生年金保険の適用事業所となったことが記録されている上、同僚からは同事業所が30年ごろに適用事業所となった旨の供述があり、それ以前に適用事業所となった事実は確認できないことから、申立人は、申立期間のうち、同日以前の期間については、同事業所において厚生年金保険被保険者とはなっていないことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和30年5月20日から33年12月29日までの期間について、申立人は厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が新規適用事業所となった昭和30年5月20日付けで被保険者資格を取得した同僚の記録から、30年5月から32年9月までの期間は6,000円、32年10月から33年11月までの期間は7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年5月から33年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における申立期間に係る資格喪失日（昭和32年3月31日）及び資格取得日（昭和32年5月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月31日から同年5月2日まで

私は、昭和26年3月1日から平成2年6月20日までの期間、A株式会社（現在は、B株式会社。）に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は昭和26年3月1日にC株式会社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、32年3月31日に資格を喪失した後、同年5月2日にA株式会社（27年12月C株式会社から分離独立）において再度、資格を取得しており、32年3月31日から同年5月2日までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、A株式会社が保管している退職者一覧台帳等の複数の資料、雇用保険の記録及び申立人が保管していた退職金計算書並びに同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、当時の経理担当者は、昭和 29 年から 32 年ごろまでの間に順次、A 株式会社 D 工場が同社 E 工場へ移転した時と、厚生年金保険の本社一括適用の時期とが重なり、届出についての手続ミスがあり、厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、適正な届出が行われなかった旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 32 年 2 月の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の社会保険関係の資料を保管しておらず不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 3 月及び同年 4 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会した結果、昭和51年9月30日から同年10月1日までの1か月間が抜けているが、39年6月2日にB(株)C製作所に入社し、平成13年3月に退職するまで、途中で転勤があったが、一度も退職することなく勤務した。厚生年金保険の記録が途切れていることを調査し、1か月を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立人の雇用保険の記録により、申立人が昭和50年10月1日から51年9月30日まで当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に転籍出向先のA株式会社から出向元B株式会社に異動した同僚の社会保険事務所の記録においては、転籍出向先の当該事業所における厚生年金保険資格喪失日は、昭和51年10月1日になっている。

さらに、出向元のB株式会社は文書照会に対して、「昭和51年10月にA株式会社から異動の際、おそらく資格喪失手続を昭和51年10月1日とするところを同年9月30日と誤って記載したものと思われます。」と回答していることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る昭和 51 年 8 月の社会保険事務所の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社の承継事業所のB株式会社は、「当時の届出に係る資料等が現存していないが、昭和 51 年 9 月は保険料納付済の期間であると推測される。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を同年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年5月までの期間及び同年8月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年5月まで
② 昭和37年8月から38年3月まで

昭和36年4月に国民年金ができ、近所に住んでいたA市職員(名前はB氏)に勧められて、C区D出張所で国民年金に加入した。年金手帳にも初めて被保険者となった日が36年4月1日と記載されている。C区役所から国民年金の集金を委託されていたと思われるB氏が7ミリ×20ミリぐらいの横長の印紙を持って自宅に毎月訪問して来たので、私か元妻が夫婦一緒に掛けてきた。当時の保険料の額は覚えていないが、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時居住していたA市C区E町において、同町在住のA市職員に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を夫婦一緒に集金人に納付していたと主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和38年8月に同市F区G支所(現在は、H区役所)において、申立人の元妻と連番で払い出されており、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の保険料を納付するには過年度納付する必要があるが、申立人からはさかのぼって保険料を納付したとの主張は無い上、申立期間の保険料を申立人と一緒に納付していたとする申立人の元妻についても申立期間は未納であるなど、申立内容とは符合しない。

また、申立人若しくは申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年10月までの期間及び9年7月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年10月まで
② 平成9年7月から10年3月まで

私の国民年金については、A株式会社を退職した平成3年4月に、B局の担当者から勧められて、加入手続を行ったように思う。国民年金保険料の納付については、私が、定期的に納めていたので、申立期間について、加入及び納付の事実が無いとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社を退職した平成3年4月に、国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の基礎年金番号は4年11月1日に厚生年金保険に加入したことにより付番された年金手帳記号番号であり、申立期間①に係るC市在住時において申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間②に係るD市E区においても厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡はうかがえない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかが

わせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。当時、地元の婦人会が集金し、それを農協の職員が取りまとめていたと思う。

納付記録の照会申出を平成19年11月26日に社会保険事務所に対して行ったところ、20年4月7日付けの回答では、申立期間は未加入とのことであった。しかし、この回答には納付できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人は、49年2月1日に任意で国民年金被保険者資格を取得していることがA町（現在は、B市）の国民年金被保険者台帳により確認でき、このことは、申立人が所持する国民年金手帳の記載とも一致していることから、申立期間は未加入の期間であり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も存しな

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から56年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から56年7月まで

私は、A大学大学院在学中に、未加入期間の国民年金保険料が一括納付できるとの通知を受け、大学の夏休みを利用して、昭和55年か56年の7月下旬にB県C市役所の年金係窓口において申立期間の保険料を一括納付した。同市役所の年金窓口担当者は比較的大柄な中年男性で眼鏡はかけておらず、納付した日は晴天の暑い日であったことなどを記憶している。

国民年金保険料は両親に出してもらったもので、具体的な金額は記憶していないが、一括納付を行ったことは事実であり、調査してほしい。

なお、私の国民年金の加入手続は、妻がD市において行ったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和55年か56年の7月ごろにC市役所年金係で特例納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の60年4月にD市で払い出されていることが社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、保険料納付の前提となる同記号番号が払い出されていない段階では、制度的にも保険料納付はできなかったものと考えられる上、特例納付に係る保険料については、国庫金納付書により金融機関等で納付することとされており、C市役所では取り扱われていなかったことが確認できるなど、

申立内容とは符合しない。

また、申立期間当時、申立人が住民登録していたC市は、特例納付の勧奨、納付書の発行について、「対象者全員に勧奨通知を送付し、特例納付希望者には納付書を発行していた。」としているものの、同市において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、同市が保管する国民年金被保険者名簿にも申立人の被保険者記録は存在せず、申立人は同市において国民年金被保険者として管理されていなかったものと考えられ、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が国民年金に加入したと推認される上記の時点では、申立期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 991

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年3月まで
国民年金の加入手続は夫が行い、加入後は、私が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料について夫が納付済みで、私が未納であることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、申立人が申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の夫と連番で昭和49年6月に払い出されており、このころに申立人の国民年金加入手続は行われたものと考えられ、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、これを納付するには、特例納付及び過年度納付により納付することとなるが、申立人からは、さかのぼって保険料を納付したとの主張は無い。

なお、申立人の夫については、申立期間を含む昭和42年5月から49年3月までの国民年金保険料を特例納付及び過年度納付により49年8月9日及び50年1月28日に納付していることが、社会保険事務所の保管する領収済通知書で確認できる。この納付は、上記の国民年金加入時点から60歳まで保険料を納付しても、国民年金老齢年金の受給資格期間である25年を満たさないため、受給権を確保するために、42年5月にさかのぼって納付したものであると考えられるが、申立人については、国民年金加入時点から60歳まで保険料を納付すれば、国民年金老齢年金の受

給資格期間を満たすことになる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から62年3月まで

私は、A国籍のため、長年、国民年金に加入できなかったが、知人より昭和57年1月から加入できるようになったことを聞き、夫婦一緒に同年2月ごろに加入手続をした。加入時からの国民年金保険料額を家計簿の「自由メモ」欄に記録していることから、申立期間についても納付していたはずなので改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金の国籍要件が撤廃されたことに伴い、昭和57年2月に国民年金に加入し、国民年金保険料を同年1月から納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、62年4月に夫婦連番で払い出されており、このころに申立人夫婦は国民年金の加入手続を行ったものと推認され、B市の国民年金収滞納リストでは、57年1月から61年3月までの期間について「登載なし」、同年4月から62年3月までの期間については「納付なし」と記載されており、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立内容は不自然である。

また、申立人夫婦が国民年金に加入したと考えられる昭和62年4月の時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からはさかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人夫婦が納付してきた国民年金保険料額を一括して記録しているとする昭和 57 年版家計簿の「自由メモ」欄の記載は、申請免除期間であり、納付されていない保険料である昭和 62 年度及び 63 年度についての保険料月額が記載されており、63 年度については月額に誤りも有るなど、当該メモは申立期間の保険料を納付していたことを示すに足りる資料とは認め難い。

加えて、申立人夫婦が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無く、ほかに申立人夫婦が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人夫婦について、旧氏名を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から62年3月まで

私は、A国籍のため、長年、国民年金に加入できなかったが、知人より昭和57年1月から加入できるようになったことを聞き、夫婦一緒に同年2月ごろに加入手続をした。加入時からの国民年金保険料額を家計簿の「自由メモ」欄に記録していることから、申立期間についても納付していたはずなので改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金の国籍要件が撤廃されたことに伴い、昭和57年2月に国民年金に加入し、国民年金保険料を同年1月から納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、62年4月に夫婦連番で払い出されており、このころに申立人夫婦は国民年金の加入手続を行ったものと推認され、B市の国民年金収滞納リストでは、57年1月から61年3月までの期間について「登載なし」、同年4月から62年3月までの期間については「納付なし」と記載されており、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立内容は不自然である。

また、申立人夫婦が国民年金に加入したと考えられる昭和62年4月の時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からはさかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人夫婦が納付してきた国民年金保険料額を一括して記録しているとする昭和 57 年版家計簿の「自由メモ」欄の記載は、申請免除期間であり、保険料が納付されていない昭和 62 年度及び 63 年度についての保険料月額が記載されており、63 年度については月額に誤りも有るなど、当該メモは申立期間の保険料を納付していたことを示すに足りる資料とは認め難い。

加えて、申立人夫婦が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無く、ほかに申立人夫婦が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人夫婦について、旧氏名を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 5 月 2 日から同年 6 月 25 日まで
② 昭和 19 年 7 月 30 日から同年 9 月 14 日まで
③ 昭和 19 年 12 月 26 日から 20 年 2 月 21 日まで
④ 昭和 20 年 2 月ごろから同年 5 月 2 日まで
⑤ 昭和 20 年 5 月 3 日から同年 9 月 15 日まで
(*①②③⑤については予備員期間における申立て)

私は昭和 19 年 5 月に A 講習所卒業後、B の C 市の D 社 (E 株式会社) の予備員の宿泊施設に赴き、F 丸に次席通信士として乗船、次に G 丸に主席通信士として乗船、最後に 20 年 2 月ごろ H 丸に主席通信士として乗船、5 月に帰航中、I 国沖で J 国軍により撃沈され、救助された。その後終戦まで機密漏れ防止のため D 社の宿泊施設にて軟禁され、自宅へ戻った後、20 年 9 月に D 社から出頭要請の電報を受け取ったが、応じず、退職に至った。なお、陸上での乗船待機期間である予備員期間も予備員の宿泊施設で拘束されており、給与及び食事等の手当を受けていた。

①、②、③及び⑤の予備員期間と④の H 丸に乗船した期間の被保険者記録が無いので、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、申立人は E 株式会社において予備員として船員保険に加入していたとしているが、船員保険法において予備員が被保険者の適用対象となったのは昭和 20 年 4 月 1 日からであり、当該期間においては被保険者の対象とならない。

申立期間④については、申立人はE株式会社のH丸に主席通信士として乗船していたと主張しているため、社会保険事務所の同社H丸に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間において、H丸の船員保険被保険者名簿に主席通信士として記載されている者に照会したが、申立人については記憶しておらず、通信士は自分1人だけだった旨の供述があり、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

申立期間⑤については、申立人はE株式会社において予備員として船員保険に加入していたとしているが、社会保険事務所の同社に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間における申立人の記録は確認できない。

また、全申立期間について、E株式会社の船舶部門を承継したK株式会社に照会したが、申立期間当時の資料は保管されておらず、当時の状況が分かる者も不明である旨の回答があり、申立ての事実に係る関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、L共済組合にも照会したが、船員は同共済組合の適用対象外であり、申立人が組合員であった記録は無い旨の回答があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から30年3月31日まで
② 昭和30年4月1日から31年9月30日まで

社会保険事務所に両申立期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、記録は無いという回答であった。申立期間①についてはA県立B高等学校に、申立期間②については株式会社Cに勤務実績があるので、再度調査して頂きたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A県立B高等学校の同窓会会員名簿、同高等学校及びD共済組合A支部への照会に対する回答から、申立期間のうち昭和27年4月1日から29年5月31日については臨時的任用職員（非常勤職員）として同高等学校に勤務していたことが確認できる。

しかし、同高等学校及びA県教育委員会に照会した結果、臨時的任用職員の厚生年金保険への加入については、昭和63年10月27日付けでA県教育委員会教育長から県下の各県立学校長等に対して「臨時的任用職員にかかる社会保険制度の適用について（通知）」が発出されており、その通知に基づいて同年4月1日以後の任用者から加入手続を行っているため、それ以前は厚生年金保険の加入手続は行っていなかったため保険料の控除も行っていなかった旨の回答であった。

また、社会保険庁の記録においても、A県立B高等学校が健康保険厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年4月8日からであり、それ以前に適

用事業所であった記録は確認できない。

さらに、D共済組合A支部に対して、申立人の同共済組合の加入期間について照会したところ、申立人はA県教育委員会の任用発令によると、職名は講師であり、給与発令が月手当で非常勤職員のため、同共済組合の組合員期間ではない旨の回答があった。

申立期間②について、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に株式会社Cに勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和32年2月22日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記の記録においても、既に解散している上、元事業主等の役員も既に亡くなっていることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人は自分の勤務形態が通常の勤務形態と異なっていた旨を述べており、厚生年金保険に加入していた複数の同僚も、申立人の勤務形態について同様であった旨を供述していることから、事業主は申立人について他の常勤の従業員と異なる取扱いをしていた可能性がある。

さらに、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号の欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月から39年5月まで

私は、昭和35年4月ごろから39年5月までの期間、A株式会社に勤務しており、厚生年金保険の被保険者証を受け取ったこと及び厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶がある。

しかし、社会保険事務所に照会したところ、A株式会社において厚生年金保険被保険者となった記録は無いとの回答を受けたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が昭和34年ごろから39年ごろまでの期間、A株式会社に勤務したことは推認できるが、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は41年6月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、元事業主等役員の所在が不明であることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同名簿に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 31 日から 36 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社（現在は、株式会社B。）に勤務していた期間のうち、昭和 34 年 7 月から 36 年 3 月までの 1 年 9 か月間について未加入期間になっていることがわかった。自分は 33 年 4 月から 36 年 3 月まで同事業所に住込みで働いており、途中で厚生年金保険を脱退することはあり得ないので、未加入期間となっていることは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時における事業主の妻及び現在の代表取締役の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していた事実は推認できるが、申立人から同僚として名前が挙げられた元従業員のうち、1人は申立人が記憶する勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致せず、別の1人は厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できないことから、同事業所においては必ずしも実際の勤務期間に合わせて被保険者資格の得喪手続が行われていた事実がうかがえない。

また、株式会社Bには申立期間当時の給与台帳等の資料が保管されていないことから、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できない。

さらに、申立期間当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態に関する供述や資料を得ることができないほか、同僚への照会によ

っても申立人について記憶している従業員はいるものの、具体的な勤務期間まで記憶している者は見当たらず、申立てに係る事実を確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から36年1月20日まで
私は、A株式会社に昭和34年2月1日から36年1月20日までの期間、勤務していた。しかし期間照会をしたところ当該期間の厚生年金保険の加入記録がなかったため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A株式会社で働いていたことについては、推認できる。

しかし、上記複数の同僚の供述においても、申立人の勤務期間は明確ではなく、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

また、A株式会社に照会したところ「2度の引越しと平成19年の火災による被害によって、ほとんどの書類を消失しており、残っている雇用保険関係の書類には、申立人の氏名が記載されていない。」と回答していることから、申立てに係る事実は確認できない。

さらに、A株式会社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号も連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間当時社会保険事務を担当していた同僚に照会しても、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は

無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月 1 日から 29 年 9 月 30 日まで

株式会社AのB店ではレジ担当として勤務し、退職後失業保険を受給した。C株式会社では事務員として勤務していた。昔のことで、どちらが先だったかははっきりしないが、昭和 28 年 10 月から 29 年 9 月までの間に勤務していたことは間違いありません。調査の上、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社AのB店に係る申立期間について、申立人が当該事業所における同僚として記憶している者は、申立人が当該事業所で勤務していたと供述していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、上記同僚は「申立人の身分は他の会社から派遣された派遣社員であった。」と供述している上、申立人が当時の上司と記憶している者については、姓のみの情報であるため特定できず、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

また、株式会社AのB店に保管されている申立期間当時の入社簿、退社簿に、申立人の氏名は記載されていないことから申立期間における申立人の勤務実態は確認できない。

さらに、上記同僚を除く、当時株式会社AのB店に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

加えて、株式会社AのB店に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被

保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

C株式会社に係る申立期間については、C株式会社に照会したところ、申立人が当該事業所の所在地として記憶しているD市E区Fの近隣においてC株式会社は存在したことは無く、申立人についても同社の関係資料には記録されていない、と回答しており、申立てに係る事実は確認できない。

また、社会保険庁の記録において、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、申立期間から6年以上後の昭和36年1月1日であることから、申立期間において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、申立人が記憶する所在地で営業が確認できた株式会社Gに照会しても、申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、当時の関係資料も保管されていないため申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことを確認することはできない。

加えて、当時の同僚に照会しても、申立人が申立期間当時当該事業所に勤務していたことを確認するための供述を得ることはできない。

また、株式会社Gに係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立人の加入記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月1日から27年6月20日まで
② 昭和27年6月20日から28年11月1日までのうち、1年くらい

昭和25年9月から有限会社Aで勤務し、厚生年金保険に加入したはずであるが、社会保険庁の記録では事業所の名称が株式会社Bとなっている。以前に社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を調べた際には有限会社Aと記載されていたのに、株式会社Bの記録になっているのはおかしい。有限会社Aでは同じ時に働いていた同僚もいたので、調べてほしい。また、有限会社Aを27年6月に退職した後、28年11月に再就職するまでの間が空白となっているが、この間に株式会社Bで1年ほど勤務したので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aに係る申立期間①については、当該事業所が既に廃業しており、申立期間当時の事業主及び役員の所在は不明であるため、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、当該事業所に申立期間に在籍していた複数の元従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②に係る株式会社B（現在は、株式会社C。）で保管されていた申立期間当時の賃金台帳、労働者名簿等の資料により、申立人が昭和25年8月23日から27年6月19日まで同社に在籍し、25年8月から27年5月までの期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認で

きることから、申立期間①において、申立人が有限会社Aに在籍していたとは考え難い。

株式会社Bに係る申立期間②については、当該事業所に照会したところ、上記において述べたとおり、申立人は昭和25年8月23日から27年6月19日まで同社に在籍していたが、それ以降の期間には在籍は確認できないとの回答があり、申立てに係る事実は確認できない。

また、申立期間②以降にのみ株式会社Bに在籍した複数の元従業員に照会しても、申立人のことを記憶している者は無く、申立てに係る事実を確認することはできない。

申立期間①及び②において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間中において申立人の名前は記載されておらず、申立期間に係る健康保険の整理番号の欠落も無い。

このほか、両申立期間について、申立てに係る事実について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月から20年3月まで

私は、昭和18年7月から20年3月まで、A中学校から勤労働員学徒としてB県C市の株式会社Dで勤務していたが、厚生年金被保険者期間を照会したところ、上記期間の加入記録がない。株式会社Dが厚生年金保険料を納付していないとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Dの社史及びA中学校の同級生の供述から、申立人がA中学校在学中に、株式会社D（現在は、株式会社E。）F工場に勤労働員学徒として勤務したことは推認できるが、当該事業所に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を示す給与明細書、関連資料等が保管されていないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、株式会社Dの社史及び学校法人Gの保管していた資料によれば、当該事業所がA中学校の生徒を勤労働員学徒として受け入れていた期間は、昭和19年7月以降であるとされている。

さらに、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3項及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日付け）により、労働者年金保険（現厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

加えて、厚生省保険局長通牒「学徒勤労働員ニ伴ウ学徒ノ被保険者資格ニ関スル件」（昭和19年5月29日付保発第334号）により、勤労働員学徒につ

いては、健康保険法における事業所に使用されている者と解することは適当であるが、労働者年金保険法における被保険者には該当しないこととされていることから、「当時、診療所に通院した記憶があり、健康保険に加入していたのであれば厚生年金保険にも加入していたのではないか。」とする申立人の主張を、そのまま肯定することはできない。

また、申立期間に係るB県社会保険事務局の保管する株式会社Dの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人及び申立人が同じく勤労働員学徒として当該事業所に勤務していたと供述している同級生の氏名は記載されておらず、厚生年金保険に加入していた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 1 日から 38 年 6 月 30 日まで
(A 商店)
② 昭和 41 年 11 月 21 日から 42 年 2 月 28 日まで
(株式会社 B)
③ 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 10 月 30 日まで
(株式会社 C)

昭和 37 年 7 月から 38 年 6 月までは、D 市 E 区の塩干物を扱う A 商店に、41 年 11 月から 42 年 2 月までは、F 市 G の株式会社 B に、42 年 3 月から同年 10 月までは、H 市 I 区の株式会社 C に、正社員の販売員として勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 商店に係る申立期間①については、申立人が当時同商店に勤務した経緯等を記憶していることから、申立人が同商店に勤務していた可能性はあるが、申立人は「事業主とその親族を除く従業者の人数は 4 人だった。」と供述していることから、申立期間当時、同商店は厚生年金保険法における強制適用事業所では無かったことがうかがえるところ、当該事業所は社会保険事務所における厚生年金保険の適用事業所としての記録がない。さらに社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁の記録において、同事業所に類似する名称の事業所について確認を行ったものの、申立人の記録は無い。

また、申立人の記憶する住所地において A 商店の所在を確認することができ

ない上、申立人は当時の事業主の氏名を記憶しているが特定できず、事業主から申立てに係る事実を確認するための資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は同僚の氏名も記憶していないことから特定できず、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

株式会社Bに係る申立期間②については、申立人が記憶している複数の同僚の氏名が、当該事業所に係る社会保険事務所に保管されている厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Bの申立期間当時の取締役で現在の事業主に照会したところ、「当時は入社後3か月から5か月の期間については試験期間として厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している上、申立期間に当該事業所で勤務していた複数の同僚に照会しても、申立人の勤務実態に関する記憶は明確ではないため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

株式会社Cに係る申立期間③については、申立人が当時当該事業所に採用された経緯等を記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、株式会社Cの申立期間当時の事業主は既に亡くなり、当時の関連資料も保管されていないことから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立期間において当該事業所で勤務していた複数の同僚に照会しても、申立人の勤務実態に関する記憶は明確ではなく、申立てに係る事実は確認できない。

申立期間②及び③について、雇用保険の記録においても、申立人の加入記録は確認できない上、社会保険事務所が保管している申立期間の株式会社B及び株式会社Cに係る厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の厚生年金保険被保険者加入記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立てに係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から同年 8 月 19 日まで

私は、平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 8 月 5 日まで株式会社 A に勤務していたが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者の加入記録は 9 年 8 月 20 日から 10 年 8 月 20 日までとなっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る株式会社 A から申立人への給与振込額が申立人の普通預金通帳により確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できるが、当該事業所の事業主に照会したところ、「申立人が退職してから 10 年以上経過しており、当時の関係資料が保管されていないため、申立人が申立期間に勤務し、厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明。」と回答しているため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、上記普通預金通帳に記載されている申立期間に係る給与振込額をみても厚生年金保険料控除の有無については確認できない上、申立人が保管していた株式会社 A に係る平成 10 年 2 月分及び同年 3 月分の給与明細書については申立期間後のものであるため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、申立人は、健康保険被保険者証の資格取得日は平成 9 年 8 月 20 日となっているので、申立期間中は給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていなかったかも知れないと述べている上、複数の同僚に照会したところ、株式会社 A においては勤務して数か月経過した後に正社員として厚

生年金保険に加入させていたと回答していることから、当該事業所では、当時従業員について、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月から 36 年 2 月まで

私は、申立期間について、A株式会社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できるが、同社に照会したところ、申立てに係る事実を確認できる人事記録及び賃金台帳等の資料は保管されておらず、申立期間当時の事業主及び関係者も既に亡くなっているため、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、A株式会社における元同僚は、勤務期間が長く続かなかった者が多かったため、事業主より入社時に厚生年金保険の加入について希望を聞かれた上で加入しており、すべての者が厚生年金保険に加入していたわけではなかった旨の供述をしている。

なお、申立人が当時一緒に勤務していたと記憶する元同僚及びA株式会社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる従業員に照会を行ったが、申立てに係る事実について確認することはできなかった。

さらに、上記の同名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立期間において申立人の

加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 20 日から 37 年 7 月 16 日まで

私は、申立期間について、A企業組合B社に運転手として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。私が同事業所で勤務していたことは、当時作成した運転経歴書の「証明欄（雇用者、運行管理者等の証明）」で証明していることから明らかである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する運転経歴書から、申立人のA企業組合B社における運転経歴は確認できるものの、同事業所については、登記簿での確認ができず、社会保険庁の記録においても、厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することができない上、同事業所の当時の従業員数は、申立人によると、事業主を除き3人であったと述べていることから、当時同事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所としての要件に該当していなかった可能性がある。

また、申立人の氏名並びに申立人が記憶する当時の事業主及び同僚の氏名については、社会保険事務所が保管するA企業組合の11の営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも記載が確認できないことから、関係者を特定できず、申立人のA企業組合B社における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除された事実については、確認できない。

さらに、申立期間当時、A企業組合の営業所の中に同企業組合B社と名称が類似している同企業組合C営業所があったが、同企業組合B社と同企業組合C営業所はその所在地が異なる上、同企業組合C営業所に係る社会保険事

務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人及び申立人の記憶する同僚等の氏名は確認できず、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月1日から34年10月31日まで

私は、申立期間について、A株式会社に長距離トラックの運転手として勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録について照会したところ、同社に係る加入記録が無い。同社には確かに勤務していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、申立人が申立期間において期間の特定はできないものの、A株式会社に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録では、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年6月1日であり、それ以前の申立期間において同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、A株式会社の当時の事業主に照会したところ、経理を担当していたとする事業主の妻は、「申立期間当時、A株式会社は厚生年金保険に加入しておらず、昭和36年6月1日に加入している。また、41年に同事業所を譲渡しており、当時の資料等は残っていない。」と回答している上、現在の事業主に照会しても、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び回答は得られなかった。

さらに、複数の元同僚に照会したところ、そのうちの1人は、「昭和32年10月に申立人と同時期に入社してから、36年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、A株式会社は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答していることから、申立人は申立期間において厚生年金保険の

被保険者ではなかったと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 10 日から 43 年 2 月 1 日まで
昭和 38 年 7 月 10 日にA株式会社を退職後、すぐにB社（現在は、株式会社C。）で勤務し始めた。社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の加入記録が抜けていることが判明したので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所役員及び元同僚の供述から、申立人が昭和 38 年 5 月にB社の事業主の養子となり、家族従事者として勤務していたことは確認できるが、同社の役員に対して照会したところ、同社は申立期間当時においては個人事業所であり、42 年 3 月に同社が法人化した後に事業主・家族従事者を厚生年金保険に加入させた旨回答しており、このことは、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人並びに当時の事業主であり申立人の養母であったD氏及びその義母E氏が、43 年 2 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが記録されていることから確認できる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 4 月にF市G区役所（現在は、H区役所。）において、申立期間当時の妻と夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、社会保険庁の記録において、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。これについて、申立人の養母の娘である当時の妻に照会したところ、事業主であった母親が、申立人及び自身

に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていた
と思う旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認
できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、⑤、⑥、⑦及び⑧について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 2 日から 18 年 4 月 29 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 18 年 4 月 30 日から同年 8 月 1 日まで
(B 株式会社 C 製作所)
③ 昭和 18 年 8 月 2 日から 19 年 1 月 1 日まで
(B 株式会社 C 製作所)
④ 昭和 19 年 1 月 1 日から 20 年 9 月 16 日まで
(B 株式会社 D 工場)
⑤ 昭和 20 年 9 月 17 日から同年 11 月 26 日まで
(B 株式会社 D 工場)
⑥ 昭和 23 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
(E 相互会社 F 支社 G 支部)
⑦ 昭和 25 年 6 月 1 日から 26 年 10 月 19 日まで
(H 社)
⑧ 昭和 28 年 9 月 2 日から 29 年 6 月 1 日まで
(H 社)

脱退手当金については、昭和 21 年 9 月にそれまでの厚生年金保険を脱退していることになっているが、脱退した記憶は無いので調査してほしい。

厚生年金保険については、B 株式会社における被保険者期間が、私が過

去に作成した履歴書に記載した期間とずれている。履歴書に記載してある期間が正しいので、調査して訂正してほしい。

次に、E相互会社には、表彰状を見れば分かるとおおり、昭和23年2月から勤務していたので記録の訂正をしてほしい。

最後に、H社は、私が昭和25年6月に100万円を出資して作った会社であり、厚生年金保険に加入していたはずなので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、③及び④について、申立人に支給したとされる脱退手当金は、厚生年金保険法（昭和16年法律第60号(旧法)）第49条ノ3に基づく脱退手当金（いわゆる短期脱退手当金。以下単に「脱退手当金」という。）であり、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、同条の規定により、脱退手当金が支給されたことを示す記載が有る。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年後の昭和21年9月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというのみである上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び⑤について、B株式会社の後継会社であるI株式会社に照会したところ、当時の資料は保管されておらず、当時の社会保険事務等の担当者も所在が不明であると回答しているため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実について確認するための関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立期間当時、B株式会社に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

申立期間⑤について、B株式会社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日は昭和20年9月16日と記載されており、それ以降の期間において標準報酬の改定記録も無いため、社会保険事務所のこれらの手続に不自然な点はない。

申立期間⑥について、申立人が所持するE相互会社F支社からの表彰状の記載内容により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは

推認できるが、同社に照会したところ、当時の資料は保管されておらず、当時の社会保険事務等の担当者も所在不明であると回答しているため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実について確認するための関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立期間当時、E相互会社F支社に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

申立期間⑦について、社会保険庁の記録において、H社が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、申立期間より後の昭和26年10月1日であり、それ以前の申立期間において適用事業所であった事実は確認できない。

申立期間⑧について、H社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日は昭和28年9月1日と記載されており、それ以降の期間に標準報酬の改定記録も無いため、社会保険事務所のこれらの手続に不自然な点は無い。

申立期間⑦及び⑧について、申立人は、昭和25年6月から29年5月までの期間についても、H社に係る厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、社会保険庁の記録によると、23年9月から26年6月までの期間はE相互会社、28年11月から33年11月までの期間はJ株式会社において、厚生年金保険の被保険者期間であることが確認できることから、申立人の主張は合理性に欠ける。

また、申立期間当時H社に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から23年5月9日まで
(A株式会社)
② 昭和23年5月10日から28年3月2日まで
(A株式会社)
③ 昭和28年3月3日から30年3月6日まで
(A株式会社)
④ 昭和30年3月7日から31年1月16日まで
(A株式会社)

昭和31年2月3日に結婚式を挙げ、翌日から新婚旅行にB、C、D等に行き、同年2月7日にE市に帰ってきてから、婚姻届をF区役所に届け出た。社会保険庁の記録では、同年2月6日が脱退手当金の支給日となっているが、その日は新婚旅行中であり、申立期間②及び④について、脱退手当金を受け取ることはできない。

また、社会保険庁の記録では、A株式会社における厚生年金保険の被保険者期間が昭和23年5月10日からになっているが、22年4月1日から同社に勤務しており、28年3月2日に資格を喪失して30年3月7日に再取得したことになっているが、A株式会社には継続して勤務していたので、申立期間①及び③について、厚生年金保険の被保険者期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、A株式会社から名称変更したG株式会社に照会したものの、「当時の資料は保管されておらず不明である。」との回答が有り、申立期間に係る申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人と同時期に当該事業所に勤務していた複数の従業員に照会したものの、申立てに係る事実を確認することはできない。

申立期間①について、A株式会社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は昭和23年5月10日に初めて厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、社会保険事務所の厚生年金保険記号番号払出簿（H）においても、申立人の資格取得日は同日と記載されている上、同払出簿において申立人の前後に記載されている被保険者19人についても、申立人と同日に当該事業所において厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることからみて、事務処理に不自然さはない。

申立期間③について、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の双方において、申立人は昭和28年3月2日に被保険者の資格を喪失し、その後、30年3月7日に資格を再取得していることが記載されており、その間申立人は当該事業所に勤務していなかったことが推認できる上、上記の被保険者名簿において、28年3月以降、申立人に係る標準報酬等級が改定された記録も無い。

このほか、申立期間①及び③について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②及び④について、上記の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す記載が有り、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額及び支給年月日は、社会保険庁のオンライン記録の支給金額及び支給年月日に一致している。

また、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページ及び前後のページに記載されている女性のうち、脱退手当金の受給資格が有る27人の支給記録を確認したところ、支給記録が確認でき

る 24 人全員が資格喪失日の約 1 か月から 5 か月後に支給決定されている上、支給記録が確認できる同僚 2 人は「事業所が代理請求を行っていた。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 週間後の昭和 31 年 2 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、上記の健康保険厚生年金保険 被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示が無いが、脱退手当金の支給記録が確認できる 24 人全員について、上記の被保険者名簿に「脱」表示が無いことから、「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間 ②及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 15 日から 23 年 2 月 21 日まで
私は、申立期間について脱退手当金をもらった記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す記載が有り、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日は社会保険庁のオンライン記録の支給金額、支給年月日に一致している。

また、申立人が勤務していたA株式会社が保管する被保険者索引カードには、脱退手当金の請求手続をしたことを示す「生存脱退手当金請求済」の表示が有り、同カードに記載されている厚生年金保険の標準報酬等級及び適用年月日は、社会保険庁が保管している同社の被保険者名簿の申立人の欄に記載されている厚生年金保険の標準報酬等級及び適用年月日に一致している。

なお、被保険者索引カードには「第 48 条 1」の表示が有り、これは、被保険者期間が 6 月以上 20 年未満の者に対して脱退手当金を支給することを規定した厚生年金保険法(昭和 16 年法律第 60 号(旧法)) 第 48 条 1 項を適用することを意味する。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 23 年 6 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。